

被留置者の護送に関する訓令

平成 1 2 年 2 月 2 9 日
山口警察本部訓令第 9 号

(概要)

この訓令は、身柄拘束中の被疑者、被告人、受刑者その他法令に基づき身柄を拘束されている者（被留置者）の護送業務を適正に行うため、必要な事項を定めたものです。